

第3子以降の学校給食費無償化制度のご案内（令和5年度）

市では、第3子以降の児童・生徒に係る学校給食費負担者（以下「保護者」）の子育てに要する費用の負担を軽減するため、印西市立小中学校に就学する第3子以降の学校給食費の無償化を実施しています。

無償化につきましては年度ごとの申請が必要となります。無償化の対象となる要件、申請方法につきましては、本案内をご確認ください。

※4月からの無償化を受ける場合は、4月30日までに申請が必要です！

無償化の対象となる要件

以下の(1)から(4)を全て満たしている保護者が対象となります。

- (1) 3人以上の子を扶養していて、その扶養している子のうち、年齢の高い順から数えて3人目以降の子が、印西市立小中学校で給食の提供を受けていること。
- (2) 扶養している子と生計を一にしていること。
- (3) 生活保護又は就学援助費支給制度等*で学校給食費の支援を受けていないこと。

※特別支援就学奨励費を受けている場合でも申請可能です。本無償化制度により学校給食費の全額が補助され、その分の特別支援就学奨励費は支給されません。

※就学援助費支給制度に申請中の場合でも、無償化の申請ができます。ただし、就学援助費支給制度の認定を受けた場合、無償化については却下となります。

- (4) 学校給食費に滞納がないこと。

無償化の対象となる児童生徒の例（丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	大学生①	無就労無就学②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例3	大学生①	高校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例4	就労者	大学生①	中学生②	小学生③	小学生③
例5	無就労無就学①	就労者	中学生②	中学生③	中学生③

申請方法・期間（4月1日から）

方法1 印西市電子申請サービスによる申請。

申請期間中に「印西市電子申請サービス」によりお手続きください。

(<https://www.city.inzai.lg.jp/0000004156.html>)

※電子申請サービスにより申請する場合は、マイナンバーカードを用いた本人認証が必要となります。



方法2 申請書の提出による申請。（窓口受付は土日祝日を除く）

第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼同意書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、裏面の提出方法により、所属の学校へ提出、もしくは学校給食課（中央学校給食センター）に提出又は郵送してください。申請書は、給食センターのホームページ

(http://inzai.ed.jp/kyusyoku/?page_id=137) からダウンロードしたものか、中央学校給食センター又は各学校で配布している所定の様式をご使用ください。



（裏面へ）

申請書の提出先	提出方法
学校 (対象者が印西市立小中学校に複数 名いる場合はいずれかに提出してく ださい。)	任意の封筒に「給食費補助金申請書」 と記入のうえ、学校、学年、クラス、 児童生徒名を記載し、封入してくだ さい。
中央学校給食センター	窓口に持参若しくは下記宛に郵送に て提出してください。(当日消印有効) 〒270-1369 印西市鹿黒南 1-5 学校給食課給食管理係

決定通知

申請書の審査の結果を記載した決定通知書を後日、学校を通じて配付します。

世帯の状況に変更が生じた場合

決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合(扶養している人数の変更等)は、変更の届出が必要となりますので、学校給食課までご連絡ください。

無償化の対象期間について

4月30日*までの提出(申請)分：令和5年4月分から令和6年3月分まで

※窓口受付は土日祝日を除きます。

5月1日以降の提出(申請)分：申請を受け付けした月の翌月分から

令和6年3月分まで

※提出(申請)時期により、対象期間の給食費が一度振り替えられてしまう場合がありますが、後日、振替口座に還付いたします。



問い合わせ先

印西市教育委員会学校給食課

電話番号 33-3316